

2

○農林水產省令第五十五号

植物防疫法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十六号)の施行に伴い、並びに植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第四条第一項、第六条第一項、第二項及び第三項(同法第九条第六項及び第十六条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む)、第十六条の二第一項、第二十二条第一項、第二十二条の三第五項並びに第二十四条の三第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」といふ。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改後 正前

第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 輸入植物等の検査（第三条・第二十二条の四） 第三章 輸出植物等の検査（第二十三条・第三十一条の十二） 第四章 指定種苗の検査（第三十二条・第三十五条） 第四章の二 植物等の移動の制限及び禁止（第三十五条の二・第三十五条の十一） 第五章 緊急防除（第三十六条・第三十九条） 第六章 指定有害動植物の防除	第一章 総則（第一条・第五条） 第二章 輸入植物の検査（第五条の二・第二十二条） 第三章 輸出植物の検査（第二十三条・第三十一条） 第四章 指定種苗の検査（第三十二条・第三十五条） 第四章の二 植物等の移動の制限及び禁止（第三十五条の二・第三十五条の十一） 第五章 緊急防除（第三十六条・第三十九条） 第六章 指定有害動植物の防除
第一節 総合防除（第四十条・第四十条の四） 第二節 薬剤の譲与（第四十一条・第四十六条） 第三節 防除用器具の無償貸付（第四十七条・第五十八条）	第一節 指定有害動植物（第四十条） 第二節 薬剤の譲与（第四十一条・第四十六条） 第三節 防除用器具の無償貸付（第四十七条・第五十八条）
第七章 都道府県の防疫（第五十九条・第六十条） 第八章 雜則（第六十一条・第六十二条）	第七章 都道府県の防疫（第五十九条・第六十条） 第八章 雜則（第六十一条・第六十二条）

第一回 改正前	第一章 総則（第一条—第五条） 第二章 輸入植物の検査（第五条の二—第二十二条） 第三章 輸出植物の検査（第二十三条—第三十一条） 第四章 指定種苗の検査（第三十二条—第三十五条） 第五章 審急防除（第三十六条—第三十九条） 第六章 指定有害動植物の防除
第二回 附則	第一節 指定有害動植物（第四十条） 第二節 薬剤の譲与（第四十一条—第四十六条） 第三節 防除用器具の無償貸付（第四十七条—第五十八条） 第七章 都道府県の防疫（第五十九条—第六十条） 第八章 雜則（第六十一条—第六十二条）

第一章 総則（第一条—第五条）
第二章 輸入植物の検査（第五条の二—第二十二条）
第三章 輸出植物の検査（第二十三条—第三十一条）
第四章 指定種苗の検査（第三十二条—第三十五条）
第五章 緊急防除（第三十六条—第三十九条）
第六章 指定有害動植物の防除
第一節 指定有害動植物（第四十条）
第二節 毒剤の譲与（第四十一条—第四十六条）
第三節 防除用器具の無償貸付（第四十七条—第五十八条）
第七章 都道府県の防疫（第五十九条—第六十条）
第八章 雜則（第六十一条—第六十二条）

第一章 総則（第一条—第五条）	第二章 輸入植物の検査（第五条の二—第二十二条）	第三章 輸出植物の検査（第二十三条—第三十一条）	第四章 指定種苗の検査（第三十二条—第三十五条）	第五章 植物等の移動の制限及び禁止（第三十五条の二—第三十五条の十）	第六章 緊急防除（第三十六条—第三十九条）	第七章 防除用器具の無償貸付（第四十七条—第五十八条）	第八章 雜則（第六十一条—第六十二条）	第九章 附則	第十章 公聴会
-----------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	------------------------------------	-----------------------	-----------------------------	---------------------	--------	---------

第一条 植物防疫法（以下「法」という。）第四条第一項の農林水産省令で定める物品は、農機具とする。

削る。)

削る。)

第三条 公聴会は、農林水産大臣の指名する者が議長として主宰する。

第二條 削除

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者（以下「公述人」という）は、あらかじめ、その述べようとする意見の概要を記載した文書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者（以下「公述人」という）は、あらかじめ、その述べようとする意見の概要を記載した文書を農林水産大臣に提出しなければならない。

3 前項の輸入許可証票の交付を受けた者は、これを発送人に送付し、当該輸入禁止品に添付して発送さ
包に添付して発送せなければならない。

4 農林水産大臣は、法第七条第六項の規定により廢棄その他の必要な措置を命じた場合においては、輸入禁止品廃棄等命令書(第三号の三様式)を交付するものとする。

(輸入禁止品の輸入後の管理施設の基準)

- 第七条の二 法第七条第三項の農林水産省令で定める技術上の基準は、次に掲げる基準とする。
- 一 天井、壁及び床が、輸入禁止品が分散しない構造であつて、振動、転倒、落下等による外
部からの衝撃により容易に損壊しない構造であること。
 - 二 輸入禁止品の種類に応じて出入口及び開口部に必要な分散防止措置がとられていること。
 - 三 オートクレーブ等の殺虫・殺菌設備その他輸入禁止品を適切に処理するために必要な設備
を有していること。
 - 四 その他輸入禁止品の種類に応じて当該輸入禁止品の分散を防止するために必要な構造、設
備及び機能を有していること。
 - 五 輸入禁止品を安全かつ適切に管理できる知識及び技術を有する責任者を配置しているこ
と。

(輸入禁止品の輸入許可の条件)

第八条 法第七条第五項の規定によつて付する条件は、通常次の事項とする。

- 一 植物防疫所気付として輸入すること及びその他輸送又は荷造りの方法に関する事項。
- 二 (略)
- 三 輸入した輸入禁止品の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関する事項。
- 四 輸入した輸入禁止品の管理の責任者に関する事項。
- 五 (略)
- 六 管理中の当該植物に検疫有害動植物が発生した場合における通知及びその措置方法に関する事
項。

(削る。)

2 農林水産大臣は、法第七条第一項ただし書の許可を受けた者から申請があつた場合において、當該申請の理由が正当であり、かつ、やむを得ないものと認められるときは、法第七条第五項の規定により付した条件を変更することができる。変更したときは、植物防疫所を通じてその旨を当該申請者に通知するものとする。

(輸入検査の申請)

第十一条 植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を輸入しようとする者は、法第八条第一項ただし書の場合を除き、その植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を積載した船舶(航空機)の入港(着陸)後、遅滞なく、植物防疫官に検

陸(着陸)後、遅滞なく、植物防疫官に検査申請書(第四号様式)を提出しなければならない。

(検査品の運搬等)

第十二条 植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を輸入した者は、法第八条第一項又は第三項の規定により検査を受けるときは、植物防疫官の指示に従つて当該植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装につき運搬、荷解き、荷造りその他の措置をしなければならない。

(処分を行つ場所)

第十三条 法第四条第二項又は法第九条第一項若しくは第二項の規定による処分に伴う措置の実施は、当該植物又は検疫指定物品及びこれらの容器包装を検査した場所又は植物防疫所で行なわなければならない。但し、なければならぬ。ただし、大量の貨物であることその他の特別の事由によりこれらの場所で行なうことができないときは、他の植物防疫所その他適當な消毒施設又は焼却施設のある場所へ運搬させて行い、又は行わせることがある。

3 前項の書面の交付を受けた者は、これを発送人に送付し、当該輸入禁止品に添付して発送さ
せなければならない。

(新設)

(新設)

第八条 法第七条第三項の規定によつて付する条件は、通常次の事項とする。

- 一 植物防疫所気付として輸入すること及びその他輸送又は荷造りの方法に関する事項。
- 二 (略)
- 三 輸入した輸入禁止品の管理若しくは隔離の場所及び期間又は管理の方法に関する事項。
- 四 輸入した輸入禁止品の管理又は隔離の責任者に関する事項。
- 五 (略)
- 六 隔離した当該植物に検疫有害動植物が発生した場合における通知及びその措置方法に関する事
項。

七 前各号の条件に違反したときは、当該許可を取り消し、又は当該輸入禁止品及びその生産物の廃棄を命ずることがある。

2 農林水産大臣は、法第七条第一項但書の許可を受けた者から申請があつた場合において、當該申請の理由が正当であり、且つ、やむを得ないものと認められるときは、法第七条第三項の規定により附した条件を変更することがある。変更したときは、植物防疫所を通じてその旨を当該申請者に通知するものとする。

(輸入検査の申請)

第十一条 植物又は輸入禁止品を輸入しようとする者は、法第八条第一項但書の場合を除き、その植物又は輸入禁止品を積載した船舶(航空機)の入港(着陸)後、遅滞なく、植物防疫官に検査申請書(第四号様式)を提出しなければならない。

(検査品の運搬等)

第十二条 植物又は輸入禁止品を輸入した者は、法第八条第一項又は第三項の規定により検査を受けるときは、植物防疫官の指示に従つて当該植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びその容器包装につき運搬、荷解き、荷造りその他の措置をしなければならない。

(処分を行つ場所)

第十三条 法第四条第二項又は法第九条第一項若しくは第二項の規定による処分に伴う措置の実施は、当該植物又は検疫指定物品及びこれらの容器包装を検査した場所又は植物防疫所で行なわなければならない。但し、大量の貨物であつてこれらの場所で行なうことができないときは、他の植物防疫所その他適當な消毒施設又は焼却施設のある場所へ運搬させて行い、又は行わせることがある。

第十七条 (略)

2 前項の植物防疫官は、隔離栽培を実施した当該種苗が法第九条第五項の検査に合格したときは、遅滞なく、これを輸入した者に送付しなければならない。

(証明書の交付)

第十九条 法第九条第五項の証明は、別記第七号様式の証印、証票又は証明書とする。ただし、法第八条第一項の規定によつて農林水産大臣が指定した検疫有害動植物のみがいる植物及びその容器包装については、輸入認可証（第八号様式）を押印し、若しくは添付し、又はその所有者若しくは管理者に交付するものとする。

2 法第七条第一項ただし書の許可を受けた輸入禁止品であつて同条第五項の条件に違反しないもの及び第十六条の規定により隔離栽培のために送付する種苗については、輸入認可証（第八号様式）を押印し、添付し、又は交付するものとする。

3 法第八条第一項ただし書の植物防疫官が指定する場所に輸送される植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装については、輸送認可証（第八号の二様式）を押印し、添付し、又は交付するものとする。

(略)

(処分後の通知)

第二十一条 植物防疫官は、法第九条第一項から第三項までの規定により、植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装を廃棄したとき又は消毒したため著しく毀損したときは、これを所有し、又は管理する者（郵便物の場合にあつてはその名宛人）に対してその旨を通知し、かつ、これらの者の要求があつたときは、証明書（第九号様式）を交付しなければならない。

2 (略)

(廃棄又は消毒命令書)

第二十二条 植物防疫官は、法第九条第一項又は第二項の規定により消毒又は廃棄を命じた場合において当該義務者の要求があつたときは、廃棄又は消毒命令書（第十一号様式）を交付しなければならない。法第四条第二項の規定により廃棄又は消毒を命じた場合もまた同様とする。

(輸入禁止品の利用許可の申請等)

第二十二条の二 法第九条第六項において準用する法第七条第二項の許可の申請は、当該許可を受けようとする者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に申請書（第十一号の二様式）を提出して行うものとする。

2 (新設)

(廃棄又は消毒命令書)

第二十二条の三 植物防疫官は、法第九条第一項又は第二項の規定により消毒又は廃棄を命じた場合において当該義務者の要求があつたときは、廃棄又は消毒命令書（第十一号様式）を交付しなければならない。法第四条第二項の規定により消毒を命じた場合もまた同様とする。

2 (新設)

(廃棄又は消毒命令書)

2 (新設)

第十七条 (略)

2 前項の植物防疫官は、隔離栽培を実施した当該種苗が法第九条第四項の検査に合格したときは、遅滞なく、これを輸入した者に送付しなければならない。

(証明書の交付)

第十九条 法第九条第四項の証明は、別記第七号様式の証印、証票又は証明書とする。ただし、法第八条第一項の規定によつて農林水産大臣が指定した検疫有害動植物のみがいる植物及びその容器包装については、輸入認可証（第八号様式）を押印し、若しくは添付し、又はその所有者若しくは管理者に交付するものとする。

2 法第七条第一項ただし書の許可を受けた輸入禁止品であつて同条第三項の条件に違反しないもの及び第十六条の規定により隔離栽培のために送付する種苗については、輸入認可証（第八号様式）を押印し、添付し、又は交付するものとする。

3 法第八条第一項ただし書の植物防疫官が指定する場所に輸送される植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装については、輸送認可証（第八号の二様式）を押印し、添付し、又は交付するものとする。

(新設)

第二十二条の三 法第九条第六項において読み替えて準用する法第七条第三項の農林水産省令で定める技術上の基準については、第七条の二の規定を準用する。

(輸入禁止品の利用時の管理施設の基準)

(新設)

(輸入禁止品の利用許可の条件)

第二十二条の四 法第九条第六項において読み替えて準用する法第七条第五項の規定によつて付する条件は、通常次の事項とする。

- 一 謾り渡された輸入禁止品の輸送又は荷造りの方法に関すること。
- 二 謾り渡された輸入禁止品の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関すること。
- 三 謾り渡された輸入禁止品の管理の責任者に関すること。
- 四 当該輸入禁止品の譲渡その他の処分の制限又は禁止に関すること。
- 五 管理中の当該植物に検疫有害動植物が発生した場合における通知及びその措置方法に関すること。

農林水産大臣は、法第九条第三項第二号の許可を受けた者から申請があつた場合において、当該申請の理由が正当であり、かつ、やむを得ないものと認められるときは、法第九条第六項において読み替えて準用する法第七条第五項の規定により付した条件を変更することができる。

変更したときは、植物防疫所を通じてその旨を当該申請者に通知するものとする。

(移動制限地域及び移動制限植物等)

第三十五条の二 法第十六条の二第一項の地域及び植物又は指定物品を別表三及び別表四のとおり定める。

(移動制限植物等の移動制限の例外)

第三十五条の三 法第十六条の二第一項の農林水産省令で定める場合は、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受け、かつ、当該許可を受けたことを証する書面(第二十二号の二様式)(第三項において「移動制限植物等移動許可証」という)を各々包み添付して移動する場合とする。

(略)

農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、当該許可を申請した者に対し、移動制限植物等移動許可証及び移動制限植物等移動許可指令書(第二十二号の二様式)を交付するものとする。

(移動検査及び検査確認の表示)

第三十五条の四 法第十六条の二第一項の検査(以下この条において「移動検査」という。)は、次の各号に掲げるものについて行つ。

- 一 別表三の一の項、二の項、五の項及び六の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品及びこれらの容器包装
- 二 別表三の三の項及び四の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品

(略)

農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、当該許可を申請した者に対し、移動制限植物等移動許可証を交付するものとする。

(移動制限植物等の移動制限の例外)

第三十五条の三 法第十六条の二第一項の農林水産省令で定める場合は、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受け、かつ、当該許可を受けたことを証する書面(第二十二号の二様式)(第三項において「移動制限植物等移動許可証」という)を添付して移動する場合とする。

(移動検査及び検査確認の表示)

第三十五条の四 法第十六条の二第一項の検査(以下この条において「移動検査」という。)は、次の各号に掲げるものについて行つ。

- 一 別表三の一の項、二の項、五の項及び六の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物の欄に掲げる植物及びこれらの容器包装
- 二 別表三の三の項及び四の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物の欄に掲げる植物

(略)

農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、当該許可を申請した者に対し、移動制限植物等移動許可証を交付するものとする。

(移動検査及び検査確認の表示)

第三十五条の四 法第十六条の二第一項の検査(以下この条において「移動検査」という。)は、次の各号に掲げるものについて行つ。

- 一 別表三の一の項、二の項、五の項及び六の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物の欄に掲げる植物及びこれらの容器包装
- 二 別表三の三の項及び四の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物の欄に掲げる植物

(移動検査)

移動検査は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行う。ただし、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装の所在地で移動検査を受けたい旨の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所在地で行なうことができる。

- 一 前項各号に掲げる植物、指定物品又はこれらの容器包装について、当該植物又は指定物品の数量が多く、かつ、不合格の検査のため必要があると認めるとき。
- 二 (略)

移動検査を受けようとする者は、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装を移動しようとする日の二日前までの二日前まで(前項ただし書の場合には移動検査を受けようとする日の五日前まで)に植物防疫官に検査申請書(第二十二号の四様式)を提出しなければならない。

(新設)

6 法第十六条の二第一項の有害動物又は有害植物が付着していないと認める旨を示す表示は、移動検査の結果、当該植物又はその容器包装に別表三の備考の欄に掲げる有害動物又は有害植物又は有害植物が付着していないと認めた場合に、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装に検査合格証明書(第二十二条の五様式)若しくは検査合格証票(第二十二条の六様式)を添付し、又は検査合格証印(第二十二条の七様式)を押印し、若しくは検査合格証紙(第二十二条の八様式)を貼り付けてするものとする。

(消毒の確認及び確認の表示)

第三十五条の五 法第十六条の二第一項の消毒の確認(以下この条において「消毒の確認」といいう。)は、別表四の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品及びこれらの容器包装について行う。

4・2 消毒の確認は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行う。

3・2 消毒の確認を受けようとする者は、当該確認を受けようとする消毒を行なう二日前までに植物防疫官に消毒確認申請書(第二十二条の九様式)を提出しなければならない。

4・5 (略)

6 法第十六条の二第一項の消毒したと認める旨を示す表示は、消毒の確認をした場合に、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装に消毒確認証明書(第二十二条の十様式)若しくは消毒確認証票(第二十二条の十一様式)を添付し、又は消毒確認証印(第二十二条の十二様式)を押印し、若しくは消毒確認証紙(第二十二条の十三様式)を貼り付けてするものとする。

(消毒の基準)

第三十五条の六 法第十六条の二第一項の農林水産省令で定める基準は、別表五の植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品の種類に応じ、同表の消毒の基準の欄に掲げるとおりとする。

(移動禁止植物等の移動許可の申請等)

第三十五条の八 法第十六条の三第二項において準用する法第七条第二項の許可の申請は、当該許可を受けようとする者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に移動禁止植物等移動許可申請書(第二十二条の十四様式)を提出して行うものとする。

2 農林水産大臣は、法第十六条の三第二項ただし書の規定による許可をしたときは、当該許可を申請した者に対し、移動禁止植物等移動許可証(第二十二条の十五様式)及び移動禁止植物等移動許可指令書(第二十二条の十六様式)を交付するものとする。

3 前項の移動禁止植物等移動許可証の交付を受けた者は、これを当該許可を受けた移動禁止植物等(前条第一項に規定する植物若しくは同条第二項に規定する有害動物若しくは有害植物又はこれららの容器包装をいう。第三十五条の十第一項において同じ。)の各こん包に添付して移動しなければならない。

4 農林水産大臣は、法第十六条の三第二項において読み替えて準用する法第七条第六項の規定により廃棄その他の必要な措置を命じた場合においては、移動禁止植物等廃棄等命令書(第二十二条の十七様式)を交付するものとする。

(移動禁止植物等の移動後の管理施設の基準)

第三十五条の九 法第十六条の三第二項において読み替えて準用する法第七条第三項の農林水産省令で定める技術上の基準については、第七条の二の規定を準用する。

(移動禁止植物等の移動許可の条件)

第三十五条の十 法第十六条の三第二項において読み替えて準用する法第七条第五項の規定に基づいて付する条件は、通常次の事項とする。

1 移動前に移動しようとする移動禁止植物等が法第十六条の三第一項ただし書の許可を受けているものである旨の植物防疫官の確認を受けること。

6 法第十六条の二第一項の有害動物又は有害植物が付着していないと認める旨を示す表示は、移動検査の結果、当該植物又はその容器包装に別表三の備考の欄に掲げる有害動物又は有害植物が付着していないと認めた場合に、当該植物又はその容器包装に検査合格証明書(第二十二条の五様式)若しくは検査合格証票(第二十二条の六様式)を添付し、又は検査合格証印(第二十二条の七様式)を押印し、若しくは検査合格証紙(第二十二条の八様式)をはり付けてするものとする。

(消毒の確認及び確認の表示)

第三十五条の五 法第十六条の二第一項の消毒の確認(以下この条において「消毒の確認」といいう。)は、別表四の地域の欄に掲げる地域内にある植物の欄に掲げる植物及びこれらの容器包装について行う。

4・2 消毒の確認は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行なう。

3・2 消毒の確認を受けようとする者は、当該確認を受けようとする消毒を行なう二日前までに植物防疫官に消毒確認申請書(第二十二条の九様式)を提出しなければならない。

4・5 (略)

6 法第十六条の二第一項の消毒したと認める旨を示す表示は、消毒の確認をした場合に、当該植物又はその容器包装に消毒確認証明書(第二十二条の十様式)若しくは消毒確認証票(第二十二条の十一様式)を添付し、又は消毒確認証印(第二十二条の十二様式)を押印し、若しくは消毒確認証紙(第二十二条の十三様式)をはり付けてするものとする。

(消毒の基準)

第三十五条の六 法第十六条の二第一項の農林水産省令で定める基準は、別表五の植物の欄に掲げる植物の種類に応じ、同表の消毒の基準の欄に掲げるとおりとする。

(移動禁止植物等の移動許可)

第三十五条の八 法第十六条の三第一項ただし書の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に移動禁止植物等移動許可申請書(第二十二条の十四様式)を提出しなければならない。

2 農林水産大臣は、法第十六条の三第一項ただし書の規定による許可をしたときは、当該許可を申請した者に対し、許可したことを証する書面(第二十二条の十五様式)を交付するものとする。

(新設)

(新設)

(移動禁止植物等の移動許可の条件)

第三十五条の九 法第十六条の三第二項において準用する法第七条第三項の規定に基づいて付する条件は、通常次の事項とする。

1 移動前に移動しようとする移動禁止植物等(第三十五条の七第一項に規定する植物若しくは同条第二項に規定する有害動物若しくは有害植物又はこれらの容器包装をいう。以下この項において同じ。)が法第十六条の三第一項ただし書の許可を受けているものである旨の植物防疫官の確認を受けること。

二 移動しようとする移動禁止植物等の移動又は荷造りの方法に関すること。

三、五 (略)

六 移動後の移動禁止植物等の管理中に法第十六条の三第一項ただし書の許可を受けていない別表七の有害動物又は有害植物の欄に掲げる有害動物又は有害植物が発生した場合における通知その他措置の方法に関すること。

2 (略)

(廃棄命令書及び処分証明書)

第三十五条の十一 法第十六条の五の規定により植物防疫官が植物、指定物品、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装の消毒若しくは廃棄を命じ、又は自らこれらを消毒し、若しくは廃棄した場合には、第二十一条第一項及び第二十二条の規定を準用する。

第六章 指定有害動物植物の防除

第一節 総合防除

(指定有害動物)

第四十条 法第二十二条第一項の農林水産大臣の指定する有害動物又は有害植物は、別表十のとおりとする。

(削る)

二 移動しようとする移動禁止植物等の移動又は荷造りの方法に関すること。

三、五 (略)

六 前各号の条件に違反したときは、当該許可を取り消し、又は当該移動禁止植物等及びその生産物の廢棄を命ずることがある」と。

2 (略)

(廃棄命令書及び処分証明書)

第三十五条の十 法第十六条の五の規定により植物防疫官が植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装の廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄した場合には、第二十一条第一項及び第二十二条の規定を準用する。

第六章 指定有害動物植物の防除

第一節 指定有害動物植物

(指定有害動物)

第四十条 法第二十二条の農林水産大臣の指定する有害動物は、次のとおりとする。

一 いちじ、かき、きく、きゅうり、たまねぎ、なす及びねぎのアザミワマ類

二 いちじ、かんきつ、きく、キヤベツ、きゅうり、すいか、だいこん、大豆、トマト、なし、なす、ねぎ、はくさい、ぱれいしょ、ビーマン、ほうれんそう及びレタスのアブラムシ類

三 いねのイネミズソウムシ

四 オオタバコガ

五 かきのかイガラムシ類

六 かきのカキノヘタムシガ

七 果樹カメムシ類

八 さとうきびのカソウヤコバネナガカメムシ

九 大豆の吸実性カメムシ類

十 コナガ

十一 きゅうり及びトマトのコナジラミ類

十二 いねのコブノメイガ

十三 シロイチモジヨトウ

十四 なじ、もも及びりんごのシンクイムシ類

十五 いねのセジロウンガ

十六 茶のチャノホソガ

十七 いねのツマグロヨコバイ

十八 いねのトビイロウンガ

十九 いねのニカメイガ

二十 ハスマントウ

二十一 いちじ、おうとう、かんきつ、茶、なし、なす、もも及びりんごのハダニ類

二十二 かき、茶、なし及びりんごのハマキムシ類

二十三 斑点米カメムシ類

(削る。)
(削る。)
(削る。)
(削る。)

2 法第二十二条の農林水産大臣の指定する有害植物は、次のとおりとする。

二十四	いねのヒメトビウンカ
二十五	いねのフタオビコヤガ
二十六	さとうきびのマイチュウ類
二十七	ヨトウガ

一	むぎの赤かび病菌
二	いねの稲こうじ病菌
三	いねのくもぢ病菌
四	いわいのうどんこ病菌
五	きゅうりのうどんこ病菌
六	なすのうどんこ病菌
七	ピーマンのうどんこ病菌
八	むぎのうどんこ病菌
九	トマト及びばれいしよの疫病菌
十	ぶどうの晚腐病菌
十一	かんきつのかいよう病菌
十二	キウイフルーツのかいよう病菌
十三	きゅうりの褐斑病菌
十四	てん菜の褐斑病菌
十五	キャベツ及びレタスの菌核病菌
十六	キヤベツの黒腐病菌
十七	なしの黒星病菌
十八	りんごの黒星病菌
十九	かんきつの黒点病菌
二十	なしの黒斑病菌
二十一	ねぎの黒斑病菌
二十二	ねぎのさび病菌
二十三	いねの縮葉枯病ウィルス
二十四	たまねぎの白色疫病菌
二十五	きくの白さび病菌
二十六	てん菜の西部萎黄病ウィルス
二十七	もものせん孔細菌病菌
二十八	かんきつのそーか病菌
二十九	いちごの炭疽病菌
三十	かきの炭疽病菌
三十一	茶の炭疽病菌
三十二	いちご、きゅうり、トマト、なす、ぶどう及びレタスの灰色かび病菌
三十三	おうとうの灰星病菌
三十四	いねのばか苗病菌
三十五	トマトの葉かび病菌

(総合防除計画の報告)

第四十条の二 法第二十二条の三第五項の規定による報告は、同条第一項又は第四項の規定により定め、又は変更した総合防除計画に即して法第二十四条の二の規定による指導及び助言を実施する前にしなければならない。

(勧告の方法)

第四十条の三 法第二十四条の三第一項の農林水産省令で定める方法は、同項の農業者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一 法第二十四条の三第一項の規定による勧告をする旨

二 改善すべき事項の内容

三 前号の内容ごとの具体的な改善方法

四 改善すべき期限

五 その他必要と認める事項

2 前項第四号の期限は、対象とする指定有害動植物の発生の状況その他事情を勘案して都道府県知事が定めることとする。

(命令の方法)

第四十条の四 法第二十四条の三第二項の農林水産省令で定める方法は、同項の農業者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一 法第二十四条の三第二項の規定による命令をする旨

二 劝告に従わなかつた事実

三 とるべき措置の内容

四 指定をとるべき期限

五 その他必要と認める事項

2 前条第二項の規定は、前項第四号の期限について準用する。

(譲与の相手方)

第四十一条 法第二十七条第一項の規定により農林水産大臣が防除に必要な薬剤（以下「防除用薬剤」という。）を譲与する相手方は、法第二十四条第一項の異常発生時において、自ら防除を行なうことが著しく困難であると認められる者とする。

(申請)

第四十七条 法第二十七条第一項の規定により防除用器具を借り受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に借受申請書（第三十一号様式）を提出しなければならない。

(貸付期間の延長申請)

第五十条 (略)

2 前項の申請は、貸付期間満了の日の五日前までに、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に貸付期間延長申請書（第三十四号様式）を提出して、しなければならない。

3 (略)

三十六

りんごの斑点落葉病菌

三十七

きぬわらのべと病菌

三十八

たまねぎ及びねぎのべと病菌

三十九

ぶどうのべと病菌

四十

いねのみ枯細菌病菌

四十一

いねの紋枯病菌

(新設)

三十六
りんごの斑点落葉病菌
三十七
きぬわらのべと病菌
三十八
たまねぎ及びねぎのべと病菌
三十九
ぶどうのべと病菌
四十
いねのみ枯細菌病菌
四十一
いねの紋枯病菌

(新設)

三十六
りんごの斑点落葉病菌
三十七
きぬわらのべと病菌
三十八
たまねぎ及びねぎのべと病菌
三十九
ぶどうのべと病菌
四十
いねのみ枯細菌病菌
四十一
いねの紋枯病菌

2 前項の申請は、貸付期間満了の日の五日前までに、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に貸付期間延長申請書（第三十四号様式）を提出して、しなければならない。

(貸付期間の延長申請)

第五十条 (略)

2 前項の申請は、貸付期間満了の日の五日前までに貸付期間延長申請書（第三十四号様式）を提出して、しなければならない。

第四十一条 法第二十七条第一項の規定により農林水産大臣が防除に必要な薬剤（以下「防除用薬剤」という。）を譲与する相手方は、指定有害動植物が風水害等の災害により異常発生した場合において、みずから防除を行うことが著しく困難であると認められる者とする。

(申請)

第四十七条 法第二十七条第一項の規定により防除用器具を借り受けようとする者は、借受申請書（第三十一号様式）を植物防疫所長に提出しなければならない。

(貸付期間の延長申請)

第五十条 (略)

2 前項の申請は、貸付期間満了の日の五日前までに貸付期間延長申請書（第三十四号様式）を提出して、しなければならない。

3 (略)

(交付金の交付決定の基礎となる農家数等)

第六十一条 (略)

2 (略)

3 (削る。)

(交付金の交付決定の基礎となる農家数等)

第六十一条 (略)

2 (略)

3 法第三十五条第一項の市町村数は、第一項に規定する調査が行われた年の1月1日現在における市町村数によるものとする。

別表一 (第三条関係)
(略)別表一のI (第五条の一関係)
(略)

地 域	植物又は指定物品	基 準
一 (略)	(略)	輸出国の政府機関に よりその栽培地で行 われた検査の結果 <i>Aleurocanthus woglumi</i> ("アレウロカンサス・ウゴルミ") に 侵されてゐない と。
二 (略)	(略)	輸出国の政府機関に よりその栽培地で行 われた検査の結果 <i>Tuta absoluta</i> ("トマトキバガ") に侵され てゐないといふ。 トキバガ)
三 (略)	(略)	<i>Tuta absoluta</i> ("ト キバガ")

別表一のII (第五条の四関係)
(略)

地 域	植 物	檢疫有害動植物
一 (略)	(略)	<i>Aleurocanthus woglumi</i> ("アレウロカンサス・ウゴルミ")
二 (略)	(略)	<i>Tuta absoluta</i> ("トキバガ")
三 (略)	(略)	<i>Meloidogyne chitwoodi</i> ("モロイドゲンヌ・チットウディ") モロイドゲンヌ・チットウディ
四 (略)	(略)	<i>Heterodera schachtii</i> ("ヘテロダエラ・シハッティ") ヘテロダエラ・シハッティ

五 (略)			
(略)			
輸出国の政府機関に よりその栽培地で行 われた検査の結果 <i>Meloidogyne fallax</i> (1) サロハムシトベ ツバヤンチカ) に 侵されていないこ と。			
六 (略)			
(略)			
輸出国の政府機関に よりその栽培地で行 われた検査の結果 <i>Nacobus aberrans</i> (1) サロハムシトベ ツバヤンチカ) に 侵されていないこ と。			
七 (略)			
(略)			
輸出国の政府機関に よりその栽培地で行 われた検査の結果 <i>Rodophthitus similis</i> (バナナネモチツセ ハサカ) は認められ てこない。			
八 (略)			
(略)			
輸出国の政府機関に よりその栽培地で行 われた検査の結果 <i>Meloidogyne enter-</i> <i>loti</i> は認められてい ない。			
九 (略)			
(略)			
輸出国の政府機関に よりその栽培地で行 われた検査の結果 <i>Xiphinema index</i> (ムツボタバコヘリセ ンチヨウ) に侵され てこない。			

五 (略)			
(略)			
<i>Meloidogyne fallax</i> (1) サロハムシトベ ツバヤンチカ)			
六 (略)			
(略)			
<i>Nacobus aberrans</i> (1) サロハムシトベ ツバヤンチカ)			
七 (略)			
(略)			
<i>Rodophthitus similis</i> (バナナネモチツセ ハサカ)			
八 (略)			
(略)			
<i>Meloidogyne enter-</i> <i>loti</i>			
九 (略)			
(略)			
<i>Xiphinema index</i> (ムツボタバコヘリセ ンチヨウ)			

十 (略)				(略) 輸出国の政府機関に よりその栽培地で行 われた検査の結果 <i>Fusarium</i> <i>oxysporum</i> f. sp. <i>pisii</i> (H.) ムカシツブ類のよい病菌 に侵されでこなこい る。
十一 (略)			(略) 輸出国の政府機関に よりその栽培地で行 われた検査の結果 <i>Phytophthora</i> <i>kernoviae</i> に侵されでこな る。	
十一 (略)			(略) 輸出国の政府機関に よりその栽培地で行 われた検査の結果 <i>Phytophthora</i> <i>ramorum</i> に侵されでこな る。	
十三 (略)			(略) 輸出国の政府機関に よりその栽培地で行 われた検査の結果 <i>Abrasporina</i> <i>morbosa</i> に侵されでこない る。	
十四 (略)			(略) 輸出国の政府機関に よりその栽培地で行 われた検査の結果 <i>Bretziella</i> <i>fagacearum</i> ムカシツブ類しおれ 病菌に侵されでこ なこい。	

+1 (略)	(鑑)	(鑑)	(鑑)
+11 (略)	(鑑)	(鑑)	(鑑)
+111 (略)	(鑑)	(鑑)	(鑑)
十四 (略)	(鑑)	<i>Bretziella fagacearum</i> (十八類之十六 裸菌)	<i>Fusarium oxyspo-</i> <i>rum f. sp. pisi</i> (H & L 植物病害圖)

十五 (略)	(略)	輸出国の政府機関に よりその栽培地で行 われた検査の結果 <i>Deuterophoma trac- heiphila</i> に感染されて ござります。
十六 (略)	(略)	輸出国の政府機関に よりその栽培地で行 われた検査の結果 <i>Eutypa lata</i> に感染され てござります。
十七 (略)	(略)	輸出国の政府機関に よりその栽培地で行 われた検査の結果 <i>Guignardia ciri- car. pa</i> に感染されてござ ります。
十八 (略)	(略)	輸出国の政府機関に よりその栽培地で行 われた検査の結果 <i>Sphaeropsis tumefac- tions</i> (カハキ類 てんぐ巣病菌) に侵 されてござることと されてござることと。
十九 (略)	(略)	輸出国の政府機関に よりその栽培地で行 われた検査の結果 <i>Curtobacterium flac- cumfaciens</i> (イハク ハマス病かもの黒菌 病菌) に感染されて ござります。
(略)	(略)	

十五 (略)	(略)	<i>Deuterophoma trac- heiphila</i>
十六 (略)	(略)	<i>Eutypa lata</i>
十七 (略)	(略)	<i>Guignardia ciri- car. pa</i>
十八 (略)	(略)	<i>Sphaeropsis tumefac- tions</i> (カハキ類 てんぐ巣病菌)
十九 (略)	(略)	<i>Curtobacterium flac- cumfaciens</i> (イハク ハマス病かもの黒菌 病菌)
(略)	(略)	

二十一 (略)

(略)

二十一 (略)

(略)

Clinibacter michiganensis subsp. *nebraskensis* (ムカセロコシ葉枯細菌病菌)

輸出国の政府機関によるその栽培地で行われた検査の結果
Clinibacter michiganensis subsp. *nebraskensis* (ムカセロコシ葉枯細菌病菌) に
 対しては、*Plum pox virus* (ウメ輪紋ウイルス) に侵されていないこと。

(略)

(略)

(略)

(略)

Plum pox virus (ウメ輪紋ウイルス)

二十五 全ての地域	第五条第一号から第三十号までに掲げる指定物品（中古のものに限る）	清掃が行われ、輸出国の政府機関によりその栽培地で行われた検査の結果、 <i>Plum pox virus</i> (ウメ輪紋ウイルス) に侵されていないこと。
-----------	----------------------------------	---

別表三 (第三十五条の二、第三十五条の四関係)

地 域	植物又は指定物品	備考 (まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物)
(略)	(略)	(略)

別表四 (第三十五条の二、第三十五条の五関係)

地 域	植物又は指定物品	備考 (まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物)
(略)	(略)	(略)

二十一 (略)

(略)

二十一 (略)

(略)

Clinibacter michiganensis subsp. *nebraskensis* (ムカセロコシ葉枯細菌病菌)

(略)

(略)

(略)

(略)

Plum pox virus (ウメ輪紋ウイルス)

二十五 全ての地域	(新設)	(新設)	(新設)
-----------	------	------	------

別表三 (第三十五条の二、第三十五条の四関係)

地 域	植 物	備考 (まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物)
(略)	(略)	(略)

別表四 (第三十五条の二、第三十五条の五関係)

地 域	植物又は指定物品	備考 (まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物)
(略)	(略)	(略)

別表五 (第三十五条の六関係)

植物又は指定 物品	消毒 毒の基準			
	方法	使用薬剤及び 薬量	消毒基準温度	消毒時間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表十 (第四十条関係)

寄主植物又は宿主植物	有害動物又は有害植物
第一 有害動物	
一 アスバラガス	アザミウマ類
二 いわん	アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類及びハダニ類
三 いね	イネドロオイムシ、イネミズゾウムシ、コブノメイガ、スクミリングガガイ、セジロウンカ、ツマグロヨコバイ、トビイロウンカ、ニカメイガ、斑点米カメムシ類、ヒメトビウシカ及びフタオビコヤガ
四 とうとう	ハダニ類
五 かき	アザミウマ類、カイガラムシ類、カキノヘタムシガ及びハマキムシ類
六 かんきつ	アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類、ミカンサビダニ及びミカンバエ
七 きく	アザミウマ類、アブラムシ類及びハダニ類
八 キヤベツ	アブラムシ類及びモンシロチョウ
九 きゅうり	アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類及びハダニ類
十 さつまいも	ナカジロシタバ
十一 さとじも	アブラムシ類
十二 さとうきび	カンシャコバネナガカメムシ及びメイチュウ類
十三 すいか	アブラムシ類
十四 だいこん	アブラムシ類
十五 だいす	アブラムシ類、吸蜜性カメムシ類、フタスジヒメハムシ及びマメンクイガ

別表五 (第三十五条の六関係)

植物	消毒 毒の基準			
	方法	使用薬剤及び 薬量	消毒基準温度	消毒時間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(新設)

十六	たまねぎ	アザミウマ類
十七	ちや	アザミウマ類、カイガラムシ類、チャートゲコナジラミ、チャノホソガ、チャノミドリビメヨコバイ、ハダニ類及びハマキムシ類
十八	トマト	アザミウマ類、アブラムシ類及びコナジラミ類
十九	ながいも	アブラムシ類
二十	なし	アブラムシ類、カイガラムシ類、シンクイムシ類、二セナシサビタニ、ハダニ類及びハマキムシ類
二十一	なす	アザミウマ類、アブラムシ類及びハダニ類
二十二	ねぎ	アザミウマ類、アブラムシ類、ネギコガ及びネギハモグリバエ
二十三	はくさい	アブラムシ類
二十四	はす	ハスクビレアブラムシ
二十五	ばれいしょ	アブラムシ類及びジャガイモシストセンチュウ
二十六	ピーマン	アブラムシ類
二十七	ぶどう	アザミウマ類
二十八	ほうれんそう	アブラムシ類
二十九	もも	シンクイムシ類及びハダニ類
三十	りんご	シンクイムシ類、ハダニ類及びハマキムシ類
三十一	レタス	アブラムシ類
三十二	なす科植物	ナスミバエ
三十三	ばら科植物	クビアカツヤカミキリ
三十四	対象植物を定めないもの	オオタバコガ、果樹カメムシ類、コナガ、シロイチモジヨトウ、ハスモンヨトウ及びヨトウガ
第一	いちじょう	うどんこ病菌、炭疽病菌及び灰色かび病菌
第二	有害植物	福こうじ病菌、いもち病菌、こま葉枯病菌、縞葉枯病ヴィルス、白葉枯病菌、苗立枯病菌、ばか苗病菌、もみ枯細菌病菌及び紋枯病菌

三 うめ		かいよう病菌及び黒星病菌
四 えんとう		萎ちよう病菌
五 おうとう	灰星病菌	
六 かき	炭疽病菌	
七 かんきつ	かいよう病菌	
八 キワイフルーツ	かいよう病菌	
九 きく	白さび病菌	
十 キャベツ	菌核病菌及び黒腐病菌	
十一 きゅうり	うどんこ病菌、褐斑病菌、炭疽病菌、灰色かび病菌、斑点細菌病菌及びべと病菌	
十二 さつまいも	基腐病菌	
十三 だいす	紫斑病菌	
十四 たまねぎ	白色疫病菌及びべと病菌	
十五 ちや	炭疽病菌	
十六 てんさい	褐斑病菌及び西部萎黄病ウイルス	
十七 トマト	うどんこ病菌、疫病菌、黃化葉巻病ウイルス、すすかび病菌、灰色かび病菌及び葉かび病菌	
十八 なし	赤星病菌、黒星病菌及び黒斑病菌	
十九 なす	うどんこ病菌、すすかび病菌及び灰色かび病菌	
二十 にんじん	黒葉枯病菌	
二十一 ねぎ	黒斑病菌、さび病菌及びべと病菌	
二十二 ばれいしょ	疫病菌	
二十四 ぶどう	晚腐病菌、灰色かび病菌及びべと病菌	
二十三 ピーマン	うどんこ病菌	
二十六 もも	せん孔細菌病菌	
二十七 りんご	黒星病菌及び斑点落葉病菌	
二十八 レタス	菌核病菌及び灰色かび病菌	

別記第一号様式中(イ)を次のように改める。

第一号様式(用紙の大きさは、日本産業規格A6とし、中央点線の所から二つ折りとする。)(第二条関係)

(イ) (表面)

第五条 植物防疫官及び植物防疫員は、この法律により職務を執行するときは、その身分を示す証票を携帯し、且つ、前条第一項の規定による権限を行うとき、又は関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

2 (略)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二 第四条第二項の規定による命令に違反したとき。

三九 (略)

(裏面)

第 号 年 月 日 交付

植物防疫官

官 氏 生 年 月 日 職 名

写 真

植物防疫法(抄)

第三条 この法律に規定する検査又は防除に従事させるため、農林水産省に植物防疫官を置く。

2・3 (略)

第四条 植物防疫官は、有害動物若しくは有害植物であることの疑いのある動植物(以下この項において「疑いのある動植物」という。)又は有害動物若しくは有害植物が付着しているおそれがある植物、土若しくは農機具その他の農林水産省令で定める物品(以下「指定物品」という。)若しくはこれらの容器包装があると認めるときは、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船舶、車両又は航空機に立ち入り、当該疑いのある動植物並びに当該植物、土及び指定物品並びにこれらの容器包装等を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な最少量に限り、当該疑いのある動植物若しくは当該植物、土若しくは指定物品若しくはこれらの容器包装を無償で集取することができる。
2 前項の規定による検査の結果、有害動物又は有害植物があると認めた場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、植物防疫官は、当該有害動物若しくは有害植物を所有し、若しくは管理する者に対し、その廃棄を命じ、又は当該植物、土若しくは指定物品若しくはこれらの容器包装、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船舶、車両若しくは航空機を所有し、若しくは管理する者に対し、その消毒を命ずることができる。

3・4 (略)

植物防疫官証
(植物防疫法第五条第一項の規定による証票)

支那植物検査所の次に記載する。

第三号様式（第七条関係）

IMPORT CERTIFICATE

Import Permit No. _____

Date of Issue:

This is to certify that the undermentioned obtained the permit under Article 7 paragraph 1 of the Plant Protection Act. In case the following articles are shipped, this certificate shall without fail be attached to each container thereof.

Item:

Quantity:

Name and Address of the person who obtained the permit:

Name and Address of the shipper:

Remarks: 1. The import is permitted only during the period from _____ to _____.
 2. The package shall be shipped by the Plant Protection Station stated below to the consignee after the inspection by the said Station.

MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES

DESTINATION:

SUB-STATION
BRANCH

PLANT PROTECTION STATION

MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES, JAPAN.

あて先:

植物防疫所
支 所
出張所

Remark: The content of this package is a designated import-prohibited article under the Plant Protection Act. Therefore, it is requested to send the package to the Plant Protection Station stated above.

注意: この包装物は、植物防疫法に定める輸入禁止品ですから、上記の植物防疫所あて送付願います。

備考 輸入禁止品の各梱包への添付に当たっては、記載内容の識別が容易な大きさ（概ね縦16センチ
メートル×横6センチメートル以上）とすること。

宗谷川町議会の次に次の二種類を定める。
第三号の二様式(第七条関係)

(輸入禁止品輸入許可指令書)

第三号の三様式(第七条関係)

輸入禁止品輸入許可指令書

農林水産省指令

第 - 号

農林水産大臣

番年月

号日

年 月 日　　日付で申請のあつた下記1の輸入禁止品の輸入は、下記2の条件を付して許可する。

植物防疫法第 条第 項の規定により下記のとおり 命ずる。

輸入禁止品(輸入・利用) 許可指令番号
輸入禁止品の名称

数量

処分すべき理由
処分すべき期間
処分の場所及び方法

記

- 1 輸入禁止品
- 2 条件

第八号の二様式(第十九条関係)

(イ)



備考

- (1)の所には、植物防疫所(支所又は出張所)の名称を記入すること。
- (2) 数字は、認可年月日を表すものとする。

(ロ)

年 月 日

.....植物防疫所(.....支所又は出張所)

植物防疫官 氏 名

植物等輸送認可証票

種類
数量

(ハ)

植物等輸送認可証明書

年 月 日

.....植物防疫所(.....支所又は出張所)

植物防疫官 氏 名

下記.....は、植物防疫法による輸入検査を植物防疫法第8条第2項ただし書の規定により植物防疫官が指定する場所で実施するための輸送を認可したことを証明する。

積載船(機)名

種類・名称

輸送方法の区別

梱数・数量

荷送人住所氏名

荷受人住所氏名

検査の場所

別記第四号様式中「入港月日」を「入港年月日」に改める。
 別記第七号様式中「梱を「センチメートル」に改め、「植物検査」を「センチメートル」に改め、「植物輸入」を「植物等輸入」に改め、「但書」を「ただし書」に改め、「同様式の次に次の二様式を加える。」

宗詔第十九號付「輸入禁止品子「種苗等」又「種苗等」上記を^レ。宗詔第十「種苗の販賣の上記を^レ。」
第十一号の二様式(第二十二条の二関係)

輸入禁止品利用許可申請書
下記のとおり
由して申請いたします。
を利用して下さいので許可願いたく

植物防疫所を経
年 月 日
農林水産大臣

住所
職業
氏名

輸入禁止品利用許可申請書
(輸入禁止品利用許可指令書)

農林水産省指令 第 号

住所
職業
氏名

第十一号の三号様式(第二十二条の二関係)

(輸入禁止品利用許可指令書)

の条件を付して許可する。
年 月 日 付で申請のあつた下記1の輸入禁止品の利用は、下記2

普通名称及び学名	
数量	
利用の目的	
苗受人の住所・職業・氏名	
利用中の管理方法及び場所	
利用期間及び利用後における処理方法	
利用中の管理責任者氏名	
その他参考となるべき事項	

年 月 日
1 輸入禁止品
2 条件

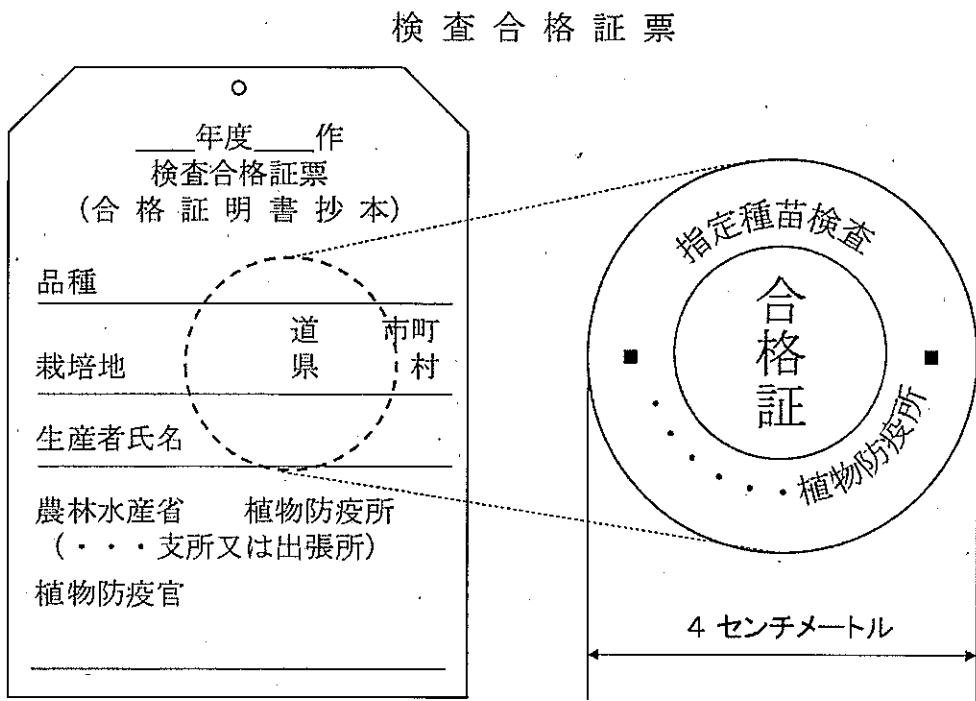
記

農林水産大臣

第二十二号様式（第三十四条関係）

別記第111号様式中「令和」を削除。
別記第111号様式を次のよう改定する。

別記第111号の1様式中「移動の条件」を削除。別記第111号の1様式の次に次の1様式を加える。
第二十二号の三の二様式（第三十五条の三関係）



備考………の所には、植物防疫所の名称を記入すること。

農林水産省指令 第 号

住所
職業
氏名

年 月 日
記2の条件を付して許可する。

年 月 日

農林水産大臣

記

- 1 移動制限植物等
2 条件

第二十二号の六様式（第三十五条の四関係）

移動制限植物等検査合格証票
植物等の種類
数 量
容器包装の種類
この……は、植物防疫法第16条の2 第1項の検査に合格したことを証明す る。
年 月 日
……植物防疫所（……支所又は 出張所）

別記第二十二号の四様式中「予定月日」を「予定年月日」に改め、「植物の」を「植物等の」に改め、「[8]」を削る。
別記第二十二号の五様式中「植物の」を「植物等の」に改める。
別記第二十二号の六様式を次のように改める。

第二十二号の十一様式（第三十五条の五関係）

移動制限植物等消毒確認証票
植物等の種類
数 量
容器包装の種類
消毒の方法
この……について植物防疫法第16条 の2第1項の消毒の確認をしたことを 証明する。
年 月 日
……植物防疫所（……支所又は 出張所）

別記第二十二号の九様式中「予定月日」を「予定年月日」に改め、「植物の」を「植物等の」に改め、「[8]」を削る。
別記第二十二号の十様式中「ついて」を「ついて」に改め、「植物の種類」を「植物等の種類」に
改める。
別記第二十二号の十一様式を次のように改める。

第二十二号の十六様式（第三十五条の八関係）
第二十二号の十七様式（第三十五条の八関係）

（移动禁止植物等移动許可指令書）
（移动禁止植物等廃棄等命令書）

第二十二号の十七様式（第三十五条の八関係）

移动禁止植物等移动許可指令番号

年 月 日

農林水産省指令 第 号

番 月 日

住所
職業
氏名
農林水産大臣

農林水産大臣

記2の条件を付して許可する。
年 月 日付で申請のあつた下記1の移动禁止植物等の移动は、下
により下記のとおり することを命ずる。

植物防疫法第16条の3第2項において読み替えて適用する法第7条第6項の規定
により下記のとおり することを命ずる。

移動禁止植物等移动許可指令番号	農林水産大臣
移動禁止植物等の名称	記
数量	
処分すべき理由	
処分すべき期間	
処分の場所及び方法	

1 移動禁止植物等
2 条件

農林水産省令第114号(昭和36年6月1日) 第二十三号様式 (第三十六条関係)

農林水産省令第114号(昭和36年6月1日) 第二十六号様式 (日本産業規格A4) (第三十九条関係)

(緊急措置命令書)

協力費用請求書

農林水産省指令 第 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

植物防疫法第18条第2項の規定に基づき、下記の措置を命ずる。

年 月 日

農林水産大臣

記

住 所
氏名又は名称及び代表者名

植物防疫法第19条第1項の規定に基づき、 年 月 日付け協力指示書により指示された緊急防除の協力に下記費用を要したので、別紙のとおり費用の支出を証明する書類を添えてその支払を請求します。

記

金 以下の内容 円也

区分	
員数	
単価	
金額	
備考	

昭和4年9月30日第209号

防除用薬剤譲与申請書

防除用薬剤譲与承認書

年 月 日

番号
年 月 日

農林水産大臣 殿

殿

農林水産大臣

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

植物防疫法第27条第1項の規定により防除用薬剤の譲与を受けたく、下記のとおり申請します。
 この申請により防除用薬剤の譲与を受けた場合は、植物防疫法施行規則及び譲与承認書による指示事項に従い、譲受人の義務を完全に履行することを約束いたします。

記

一 譲与希望薬剤の種類及び数量

二 異常発生の概況

(イ) 指定有害動植物の種類及び被害作物の種類

(ロ) 異常発生の面積

三 農業者自ら防除を行うことが著しく困難である理由

四 防除の内容

(イ) 防除の区域、実面積及び延面積

(ロ) 防除の期間

五 その他必要な事項

備考

- 1 防除の区域の略図を添付すること。
- 2 申請者が都道府県である場合においては、記載事項を病害虫防除所ごとに記載すること。
- 3 申請者が都道府県であり、譲与を受けた防除用薬剤を農業者又はその団体に譲りし、その者に防除を行わせようとするときは、譲りしとする相手方、防除用薬剤の量、譲りの方法等を五の項に明記すること。

一 譲与薬剤の種類及び数量
 二 引渡しの期日及び場所
 三 使用方法その他の指示事項

記

年 月 日付防除用薬剤譲与申請に対し、下記により譲与することとした
 め、通知する。

防除用薬剤受領書

防除実績報告書

報 告 号 第 209 号 (号外第 209 号)

29 令和4年9月30日 金曜日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日

年 月 日 付け防除用薬剤譲与承認書に基づき、下記のとおり受領しました。
 譲与を受けた防除用薬剤については、植物防疫法施行規則及び譲与承認書による指示事項に従い、譲受人の義務を完全に履行することを約束します。

記

一 薬剤の種類及び数量

受領年月日

二 受領場所

年 月 日 付け防除用薬剤譲与承認書に基づき、譲与を受けた防除用薬剤による防除実績を下記のとおり報告します。

記

一 防除の状況

(イ) 指定有害動植物の種類及び防除を行った作物の種類

- (ロ) 防除区域及び面積
- (ハ) 防除を行った期間

(ニ) 防除実施の方法

- (一) 防除の効果
- (二) その他必要な事項

備考

- 1 報告者が都道府県である場合には、記載事項を病害虫防除所ごとに記載すること。
- 2 報告者が都道府県であり、防除用薬剤譲与承認書に記載された指示事項に基づいて、農業者又はその団体に譲与を受けた防除用薬剤を譲与して、それらの者に防除を実施させたときは、譲与の相手方、譲与の量、譲与の期日、引渡しの場所、薬剤の使用方法等必要な事項を二の項に明記すること。

防除用器具借受申請書

防除用器具貸付承認通知書

昭和4年9月30日第209号

農林水産大臣 殿

農林水産大臣 殿

年 月 日

番号 年月日

住所 氏名又は名称及び代表者氏名

植物防疫所長

指定有害動植物の異常発生の防除を緊急に実施する必要があるため、植物防疫法第27条第1項の規定により防除用器具を借り受けたいので下記のとおり申請します。

この申請により貸付許可を受けた場合は、植物防疫法施行規則及び貸付承認通知書による指示事項に従い、借受人の義務を完全に履行することを約束します。

記

- 一 借受希望防除用器具の種類及び台数
- 二 借受希望期間
- 三 防除の内容
 - (イ) 指定有害動植物の種類及び被害作物の種類
 - (ロ) 防除の区域、実面積及び延面積
 - (ハ) 申請者の使用可能な防除に必要な器具の種類及び台数
- 四 その他必要な事項

年 月 日付け防除用器具借受申請に対し、下記により貸付けする旨の決定があつたので通知する。

一 防除用器具の種類及び台数	年	月	日
二 貸付けの期間	年	月	日から まで
三 四 五 貸付けの期日及び場所	年	月	
返納の期日及び場所			
その他指示事項			

記

- 1 申請者が都道府県である場合は、記載事項を病害虫防除所ごとに記載すること。
- 2 防除の区域の略図を添付すること。

備考

1 申請者が都道府県である場合は、記載事項を病害虫防除所ごとに記載すること。

2 防除の区域の略図を添付すること。

請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付け貸付承認通知書に基づき、年 月
日下記のとおり受領しました。借受期間中は、植物防疫法施行規則及び貸付承認通知書による指示事項に従い、借受人の義務を完全に履行することを約束します。

記

種類	
付属品	
数量	
農林水産省管理番号	
借受終了期日	
備考	

防除用器具貸付期間延長申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付け貸付承認通知書により借り受けた防除用器具は、
下記により期間の延長を願いたく申請します。

記

一 貸付終了期日	年	月	日
二 貸付延長期間	年	月	日から 月 日まで
三 貸付期間延長の理由			

防除用器具貸付期間延長承認通知書

防除用器具返納届

(号外第209号)

年 月 日 付け防除用器具貸付期間延長申請に対し、下記により
期間を延長する旨の決定があつたので通知する。

植物防疫所長

下記は 年 月 日付け貸付承認通知書によって借り受けましたが、借受期
間を満了したので同書に指定された返納の場所において返納します。

記

一 貸付延長期間 年 月 日から
年 月 日まで

二 返納の期日及び場所
三 その他必要な事項

種類	
付属品	
数量	
農林水産省管理番号	
借受終了期日	
備考	

備考

備考欄には、借受防除用器具の稼動日数及び稼働延べ時間数、当該器具による総
防除面積、当該器具の故障の有無及び補修の状況等を記載すること。

書面

(捺印)

（捺印）
この命令の施行の遅延によるものとおもねる出前の遅延（次回はおこりて「田舎町」いふべ）
による借用やおこる結果が、この命令による改正後の様子によるものである。
この命令の施行の遅延による田舎町による出前の遅延が、前回の間に、これが取扱い使用か
ないでいる。